

# 事業用自動車事故調査報告書 概要

## ～中型トラックの追突事故～

(広島県東広島市)

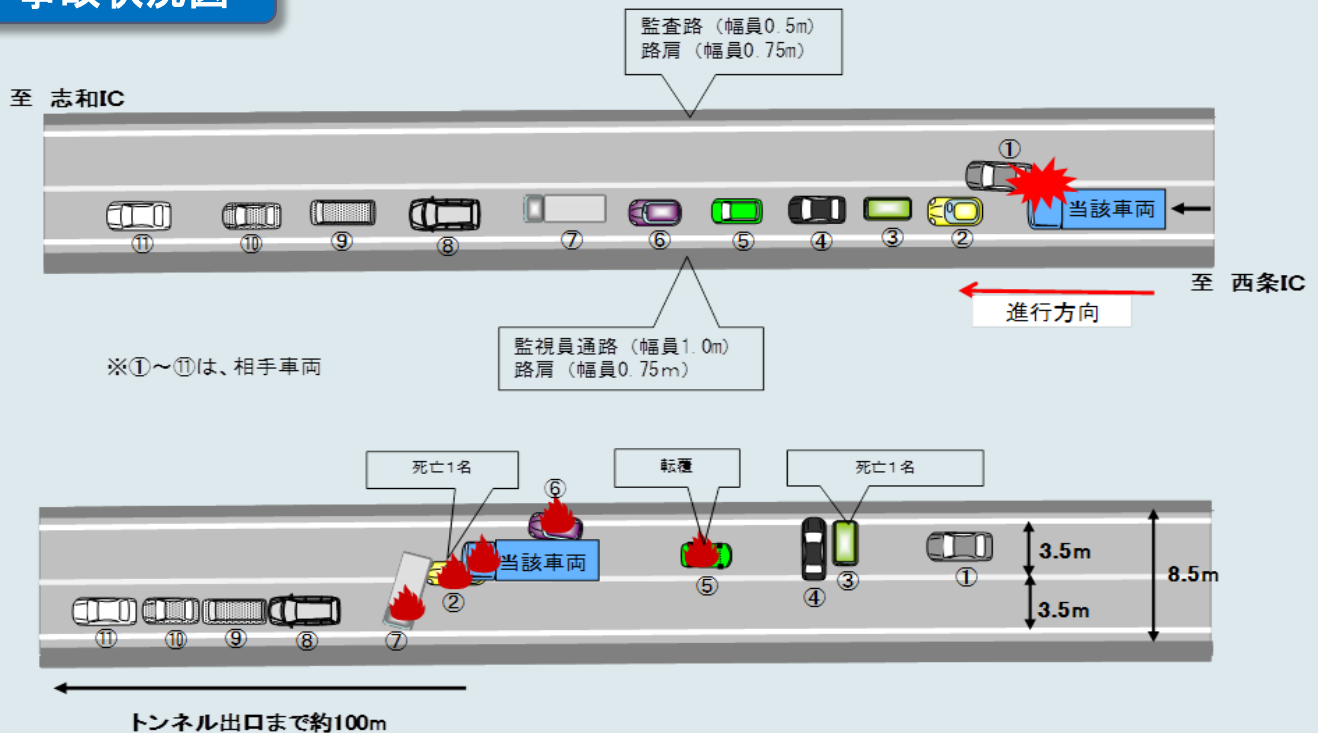
### 事故概要

平成28年3月17日7時26分頃、広島県東広島市の山陽自動車道下り線八本松トンネルにおいて、引越荷物約2,000kgを積載した中型トラックが片側2車線の第1通行帯を走行中、渋滞で停止中の車列に追突し、合計12台の車両が関係する多重追突事故が発生するとともに、この中型トラックを含む5台の車両に火災が発生した。

この事故により、関係した相手車両の運転者2名が死亡し、相手車両の運転者3名及び同乗者1名の計4名が軽傷を負った。



### 事故状況図



## 原因

- 運転者が、事故発生日までの連続する乗務の疲れから**居眠り運転**をし、**渋滞停止中の前方の車列に気付かず**、ブレーキを踏むなどの回避操作をすることなく約80km/hで追突して発生したものと考えられる。
- 同運転者は、事故前々日には一睡もすることなく計36時間の乗務を続けるなど、**過酷な勤務状況で疲労が蓄積**している中、出発が1日遅れた当該運行において、当初の到着予定時間に間に合わせるために**十分な休憩を取らずに長時間の連続運転を行った**ため、居眠り運転をしたものと考えられる。
- 運行管理者が、**同運転者の過酷な勤務状況を把握**しながら、**疲労を回復させるための措置を取らず**、また、始業点呼の際に、同運転者の**疲労状況を注意深く確認せず**に運転させたことも事故につながった原因と考えられる。
- 代表者は、運行管理業務を同運行管理者に任せきりにし、同運行管理者は、法令で定められた運行管理者の業務を正確に理解せずに実施しており、こうした**安全管理の重要性に対する認識の欠如**が、事故の背景にある可能性が考えられる。

## 再発防止策

事業者は、過労運転等による事故を防止するため、次の取組を積極的に進める必要がある。

- ★平素からの運転者の体調や疲労状況等の把握、運転者が休暇の申請や体調不良等を**申告しやすい環境づくり**。
- ★「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）を遵守した運転者の乗務割りの作成及び作業の遅れ等状況の変化に応じた変更。
- ★運行管理者に対し、運行日程、経路等に応じた運行指示書により、**安全運行確保のための具体的な指示**を運転者に行うよう指導（長時間の運行においては、乗務途中にも運転者の疲労状況等を確認した上で、安全運行のために必要な指示）。
- ★点呼時等において、運行管理者が、個々の運転者の勤務状況等も考慮しながら**疲労状況を注意深く確認し、乗務の開始又は継続の可否を判断**するように指導。
- ★運転者に対し、乗務中に眠気等の**体調異変が生じた場合は**、これまで大丈夫だったからと安易に考えることなく、**直ちに停車して**、運行管理者に報告するよう指導。
- ★居眠り防止装置や衝突被害軽減ブレーキ等の導入。